

## ① 在宅福祉事業について

本町では「高齢者交通費・健康づくり助成事業」として70歳以上の人へ年額2,500円分のバス・タクシー券または入浴施設などの利用券を交付しているが、令和4年度の実績では全対象者のうち、案内はがきと利用券を交換した人は82.9%とのことなので、対象者のうち1,500人ほどは利用していないことになる。令和2年の本町の要支援・要介護認定者の総数が1,813人であることから、この未利用者の中には外出が難しい要支援・要介護認定者も多くいるのではないかと推察される。この交通費・健康づくり助成は、令和4年度に1,000円増額するに当たって全町民が対象の敬老祝金を減額・廃止していることから、外出が難しい未利用の高齢者にもその代替となるような町独自の何らかの助成・サービスを用意すべきではないかと考え、在宅福祉推進のために以下質問する。また、併せて障害児者の在宅福祉についても聞く。

- (1) 理美容は、髪を切って清潔を保つだけでなく、身だしなみを整えることで張り合いやポジティブな気持ちが生まれ、外出意欲などにもつながる。高齢者の心身の健康のために、訪問理美容サービス利用の助成を実施すべきと考えるがどうか。
- (2) 寝たきりの人にとっては特に、寝具の衛生管理は重要である。寝具の水洗いや乾燥、消毒等のサービスを実施できないか。
- (3) 町地域生活支援事業に基づく障害者への日常生活用具給付の対象用具のうち、紙おむつは給付対象者が「脳原性運動機能障害による肢体不自由で便意・尿意の意思表示が困難であるもの（要約）」とあるが、脊髄性筋萎縮症など脳原性ではなくとも類似の症状を呈する障害は、当事者および保護者・介助者の負担軽減のために柔軟に判断し対象者とすべきと考えるがどうか。
- (4) 5年度より医療的ケア児等訪問型レスパイト事業が開始されているが、年間の利用上限が24時間、月にして2時間しかない。福岡県では同事業を21市13町で実施しているが、上限が48時間となっている。実際の利用者から利用可能時間を増やしてほしいという声を聞いているが、検討できないか。

## ② 福祉バスについて

総務厚生常任委員会は10月、地域公共交通に関する調査のために大阪府島本町を視察した。島本町は、町が主体となってマイクロバスをリース契約し、運転業務は別途委託するという形で、高齢者・障害者・妊婦などに限定した無料の「福祉ふれあいバス」を運行しており、朝9時から17時頃まで町内を循環し1日平均約100人が利用するという、極めて利便性・実用性が高いものとなっている。無料送迎（白ナンバー）なので運転手は1種中型免許で運転でき、燃料費などを含む年間の予算総額は700万円ほどで、本町でも十分に検討の余地があると考えられる。

平成28年に地域公共交通網改善計画を策定して以来、本町は「地域公共交通」を模索しているが、結局導入に至っていない現状に鑑み、一度考え方を転換し、島本町と同様に、高齢者・障害者などに利用を限定し、主に買い物や通院を支援する「福祉バス」だけでも導入してはどうか。